

鳴門市公共工事における現場代理人の常駐及び主任技術者の専任義務緩和措置取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市の発注する建設工事（以下「工事」という。）について、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、鳴門市工事請負契約約款第10条第3項ただし書の規定による工事現場への現場代理人の常駐義務の緩和及び建設業法施行令第27条第2項ただし書の規定による主任技術者の専任義務の適用を緩和する取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任を認める要件)

第2条 請負者は、次の各号のいずれにも該当する工事において現場代理人を常駐としないことができるものとする。ただし、市長が現場代理人を兼任させることが適當でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 鳴門市以外が発注した工事についても兼任の対象とするが、この場合は発注者に兼務することの了承が得られていること。
 - (2) 兼任に係る全ての工事の当初請負額が、4,000万円未満であり、施工場所が全て鳴門市内であること。
 - (3) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- 2 現場代理人1人につき、兼任することができる工事の件数は3件までとする。この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとする。
ただし、災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、別途定めることができる。

(現場代理人の兼任手続)

第3条 請負者は、現場代理人の兼任をさせようとするときは、現場代理人兼務申請書を、新たに現場代理人の配置（兼任）をさせようとする工事の監督員に提出し、市長の承諾を得なければならない。

- 2 市長は、請負者が既に受注しているそれぞれの工事の監督職員と協議を行い、当該現場代理人の兼任の可否について、請負者に通知するものとする。
- 3 請負者は、既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを文書で報告しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第4条 この要綱の規定により現場代理人の兼任を認めた工事については、その後の設計変更等の理由により第2条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合においても、同号の規定に該当しているものとみなして、引き続きこの要綱を適用するものとする。

(兼任中の注意事項)

第5条 兼任を承認された現場代理人は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 兼任期間中は兼任を承認されたいずれかの工事現場に駐在していること。
- (2) 兼任する全ての工事現場の安全管理及び住民対応を徹底すること。
- (3) 兼任する双方の監督員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

(主任技術者の兼任を認める要件)

第6条 請負者は、次の各号のいずれにも該当する工事において主任技術者を兼任できるものとする。ただし、市長が主任技術者を兼任させることが適当でないと判断した場合はこの限りでない。

- (1) 兼任しようとする工事(発注機関を問わない)が、すべて鳴門市内であること。
 - (2) 兼任に係る工事の当初請負額の合計に制限はないが、監理技術者の配置が必要な場合は、工事を兼務することはできない。
- 2 主任技術者1人につき、兼任することができる工事の件数は2件までとする。この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとする。

(主任技術者の兼任手続)

第7条 請負者は、主任技術者の兼任をさせようとするときは、主任技術者兼務申請書を、新たに主任技術者の配置(兼任)をさせようとする工事の監督員に提出し、市長の承諾を得なければならない。

- 2 市長は、請負者が既に受注しているそれぞれの工事の監督職員と協議を行い、当該主任技術者の兼任の可否について、請負者に通知するものとする。
- 3 請負者は、既発注工事の監督員に、兼任の主任技術者になったことを文書で報告しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第8条 この要綱の規定により主任技術者の兼任を認めた工事については、その後の設計変更等の理由により第6条第1項第2号の要件を満たさなくなった

場合においても、同号の規定に該当しているものとみなして、引き続きこの要綱を適用するものとする。

(現場代理人又は主任技術者の兼任の取消し等)

第9条 現場代理人又は主任技術者を兼任することにより、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、市長は、当該現場代理人又は主任技術者の兼任の取消し、工事成績への反映、指名停止その他必要な措置を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札(見積り)通知を行う工事から適用する。

(鳴門市公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領の廃止)

2 平成23年4月1日施行の鳴門市公共工事における現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領は、廃止する。

3 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札(見積り)通知を行う工事から適用する。

4 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、同日以後に入札公告又は入札(見積り)通知を行う工事から適用する。